

判決年月日	平成30年2月26日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成29年(行ケ)10181号		
<p>○ 意匠に係る物品を「箸の持ち方矯正具」とする意匠について、本件意匠は、箸の持ち方を矯正する目的で箸に適宜着脱して使用される、一対の構成部品Aと構成部品Bという2つの部品から構成された点及び直線的な印象を与える構成部品Aと角度が異なり傾いた印象を与える構成部品Bが対になったまとまり感のある一体の美感を形成している点に、意匠としての着想の新しさや独創性が認められるものであるところ、引用意匠からかかる形態を容易に創作できたとはいえず、意匠法3条2項に該当するものではないとした事例。</p>			

(関連条文) 意匠法3条2項

(関連する権利番号等) 無効2016-880025号事件(本件審判)、意匠登録第1406731号(本件登録意匠)

### 判 決 要 旨

本件は、意匠に係る物品を「箸の持ち方矯正具」とする被告が有する意匠に係る無効審判請求事件について、請求不成立とした審決に対する取消訴訟である。原告は、取消事由として、創作容易性判断の誤りを主張した。

本判決は、概要、以下のとおり判示して、審決を維持した。

本件意匠と引用意匠との相違点(d)は、構成部品Bのみの構成に係る相違点ではなく、構成部品A及び構成部品Bの2つの部品からなり、構成部品Aは、リング部の孔の中心線方向が、取付部の孔の中心線方向と直交する向きであって、傾きがないのに対し、構成部品Bは、リング部の孔の中心線方向が、取付部の孔の中心線と同方向となっていて、構成部品Aとは方向が異なる上、左右方向に少し、上下方向にも少し、傾けた形態であるとの相違点であるところ、かかる形態は周知意匠であったとは認められず、当業者において創作することが容易であったとはいえない。また、相違点(a)に係る構成も周知意匠ではなく、当業者において創作することが容易であったとは認められない。

箸に適宜着脱して使用できる取付部とリング部からなる構成物品A及び構成物品Bの2つの部品を一対とした物品の形態の意匠は、当該意匠の属する物品分野においてありふれた手法により、引用意匠1a及び1bを単に組み合わせたものにすぎないとはいえず、当業者が創作することが容易であったとはいえない。

本件意匠は、箸の持ち方を矯正する目的で箸に適宜着脱して使用される、略正四角筒状体の取付部とこれにめり込んで一体化したリング部からなる構成部品Aと構成部品Bの2つの部品を一対として構成され、構成部品Aは、リング部の孔の中心線方向が、取付部の孔の中心線方向と直交する向きであって、傾きがないものであるのに対し、構成部品Bは、リング部の孔の中心線方向が、取付部の孔の中心線と概略同方向で、左右方向に

少し，上下方向にも少し，傾けたものであり，全体としてまとまり感のある一体の美感を形成しているものと認められ，かかるまとまり感のある一体の美感を形成する意匠の構成には，着想の新しさや独創性があるというべきであるから，創作することが容易であったとはいえない。